

1 時間割の決め方（特別支援学級）

(1) 特別支援学級の時間割の作り方

特別支援学級においては、学級に異学年の児童生徒が複数在籍している場合が多いので、時間割を工夫する必要があります。

- ① 特定の教科については、交流学級で学習している児童生徒もいるので、まずは交流学級の担任と相談しながら一人一人の時間割を作成します。

※ 時間割編成時には、早めに教務主任や交流学級担任に特別支援学級の時間割りや交流の希望を伝えます。

例えば、自立活動を小グループで2時間行いたい場合、この時間に該当の児童生徒が特別支援学級で集まれるように、交流学級の担任から教科を配慮してもらうなどの必要があります。

	月	火	水	木	金
1	外国語(交)	国語	社会	国語	社会(交)
2	算数	体育(交)	算数	図工(交)	算数
3	国語	算数	理科	算数	図書
4	自立活動	学活(交)	道徳(交)	音楽	体育(交)
5	理科(交)	音楽(交)	自立活動	理科(交)	国語
6	クラブ	総合(交)		体育	総合(交)

4年生児童の時間割の例

- ② 一人一人の時間割がそろったら、全体の動きを把握するために全体の時間割を作成します。（色有：交流学級で学習する時間、色無：特別支援学級で学習する時間）

※ 指導人員がそれで可能なのか、教科の設定に無理がないか、教科担当の出入りの時間はそれで可能か、確認し調整しましょう。交流学級で学習を行う場合、全ての児童生徒に担任や支援員が付き添うことはできません。交流学級の担任と打合せ、参加形態や評価方法について事前に検討しておきましょう。

校時	学年	月	火	水	木	金
朝読書・朝マラソン (8:15～8:25)						
朝の会 (8:25～8:40)						
1限	1年	国語	国語	書写	国語	生活
	2年	国語	生活	算数	算数	国語
	3年	国語	理科	算数	音楽	国語
	4年	外国語	国語	社会	国語	社会
2限	1年	生活	音楽	算数	算数	音楽
	2年	算数	国語	体育	生活	算数
	3年	外国語	国語	理科	書写	算数
	4年	算数	体育	算数	図工	算数
3限	1年	体育	算数	体育	生活	図書
	2年	体育	生活	図工	算数	図書
	3年	国語	算数	図工	体育	図書
	4年	国語	算数	理科	算数	図書
4限	1年	自立活動	道徳	算数	体育	図工
	2年	自立活動	算数	音楽	生活	図工
	3年	自立活動	体育	社会	自立活動	道徳
	4年	自立活動	学活	道徳	音楽	体育
12:25～12:55 給食（交流学級で）						
12:55～13:40 昼休み						
清掃						
5限	1年	学活	図工	自立活動	国語	算数
	2年	国語	図工	自立活動	国語	生活
	3年	体育	社会	自立活動	体育	理科
	4年	理科	音楽	自立活動	総合	国語
6限	1年				国語	
	2年				国語	
	3年	社会	総合		学活	社会
	4年	委・ク	総合		体育	総合

交流学級の時間や教科担当の出入りと照らし合わせながら調整していきます。

個別に自立活動を設定する場合も、学級内での調整が必要です。

交流学級での学習の場合、付き添い支援が前提ではありません。交流学級の担任と事前に打ち合わせましょう。

※ 総時数は当該学年と同じです。特別の教育課程なので各教科・領域授業時数は弾力的に取り扱えます。

例えば、国語の 1 時間を自立活動の指導に替えることができます。

(2) 学習グループの編成方法

グループ学習は、課題意識を継続したり意欲を高めたりすることに効果的です。

① 特別支援学級の中で時間割を合わせる教科の時間割を決めます。

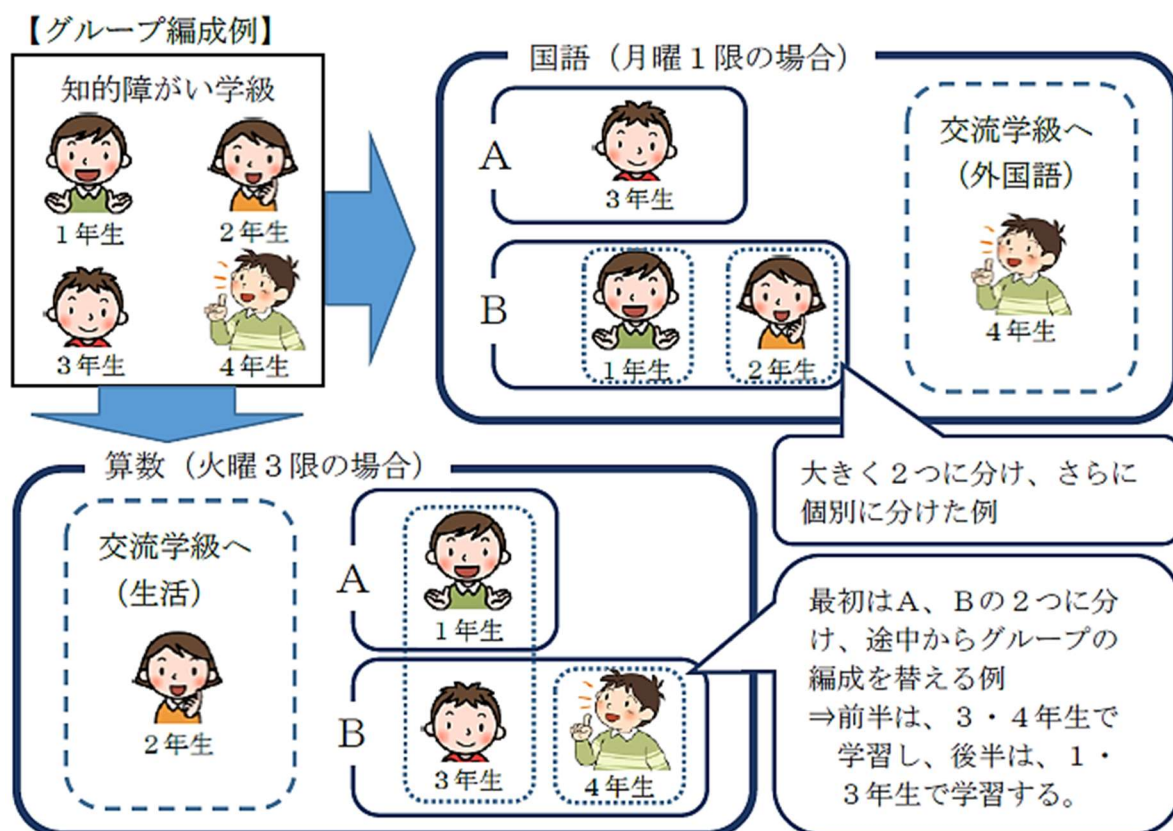
例：前ページ左下表内、月火曜日 1 限：国語、火曜 3 限：算数、水曜 3 限：図工、等

② 学習は個別の指導計画に基づいて行います。グループ学習を適時取り入れます。

③ 一人一人の実態により、教科あるいは学習活動に合わせたグループを編成します。

※ 下記【グループ編成例】参照

④ 級外職員や交流学級の先生方に協力を依頼し、できるだけ同じ教科で時間割を組むようにします。



学習指導要領解説総則編では「全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である」と述べられています。一人一人の学びを保障するための時間割を作成するには、特別支援学級での個別の学習やグループ学習の編成、「交流及び共同学習」の時間の確保等の検討が必要であるため、特別支援学級担任だけでは決められません。

全ての教師の理解と協力が必要であり、教務主任による時間割を調整するコーディネートが不可欠です。

2 教室環境整備のポイント

様々な教育的ニーズを子ども・保護者はもっています。そのニーズを踏まえつつ、子どもの特性に応じた整備を行います。以下に視点ごとに配慮事項を示します。

(1) 刺激を調整し、集中を促すとともに気持ちが安定するために

- ☐ 黒板、ホワイトボードがきれいに消され、記述されたものが明確に認識できるようになっているか。
- ☐ 他児の様子が遮断でき、自分の課題に集中することができるようなスペースを構築できているか、または構築できるようになっているか。
例：教室内にパネルを組み合わせたスペースを用意し、その中に入ることで周りの刺激を遮断できる空間を準備されているか。
- ☐ 学習活動を行う際、気になる掲示物や物品が学習者の視線に入らないようにしてあるか。
- ☐ 教室内で、学習用スペースとワーク・プレイ用スペースの違いを子どもが認識しやすいようになっているか。
➡子どもが、椅子に座って見える様子は、大人に見える世界とは異なります。その子の席に座り、その子の気分になり、その子の視界に入るものを確認しながら、調整を図ることが必要です。学校職員が進んで整理整頓を行うモデルを提示することが大切です。

(2) 子どもが視覚情報を得て主体的に行動できるようにするために

- ☐ 子どもに必要な情報が分かりやすく示されているか。
その子は、時間割表にどんな追加情報があると、生活の見通しがもて、不安の軽減につながるのかを探ります。
例：文字認知ができづらい子どもの予定表に、文字に加えて、イラスト、教科ごとに異なる（背景）色、その際に一緒にいる学校職員（顔写真）、学習活動が行われる場所（教室）や学習内容、必要なもの、下校後の放課後等デイサービスの情報など、様々な情報をその子に合わせて提示することが、考えられます。
- ☐ 子どもにとって必要な情報が、本人が確認しやすい（確認させやすい）配置になっているか。
例：音声情報を伝えただけでは認知しづらかったり、うるさく感じてしまったりする特性のある場合は、学校職員が、言葉で「次は〇〇ですよ。」という言葉がけで不調になる可能性が生じます。必要な情報を指さし、それを確認することを促します。そうすることで、行動がスムーズになります。
- ☐ 子どもがその掲示物を手掛かりに主体的に行動する工夫がされているか。
例：自分で予定した行動をしたかどうかを、チェックできるグッズを作成します。行動をボードに示し、その行動を終えたら、マグネットを貼り、行動がすべてできると、本人が好むキャラクターの絵が完成するなどの工夫があるとよいです。

(3) 他とのかかわりを生むために

- ☐ 休み時間や自立活動の時間を利用して学校職員が、かかわるモデルを示したり、子ども同士がかかわる際の仲立ちをしたりしているか。
- ☐ ルールを守って楽しむ経験を積み上げるために、隙間の時間を利用して、短時間で行えるゲームを準備しているか。

例：各種カードゲーム、ジェンガなどバランスゲーム

- ☐ 子ども同士が協力することが必要な活動を準備しているか。

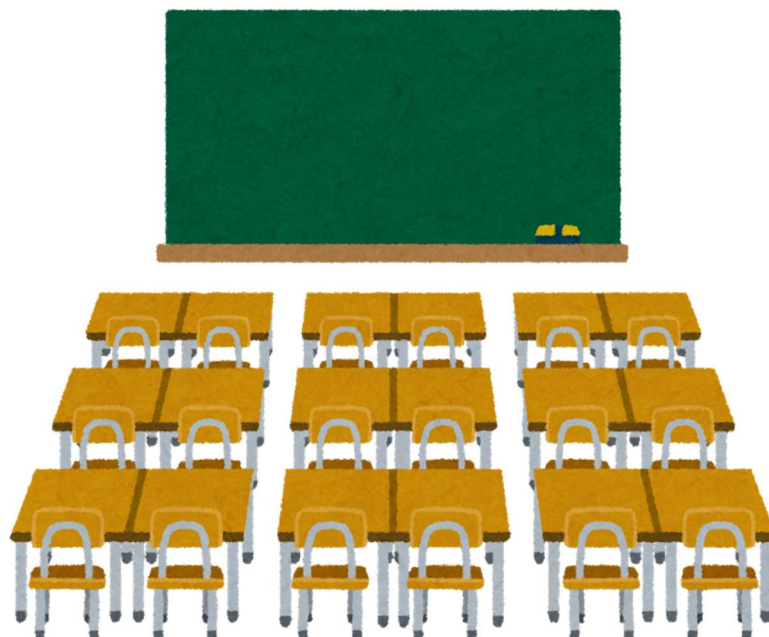
例：はないちもんめなどの昔の遊び、カプラ、チームで行うゲーム

(4) 学校が組織的な支援を行うための環境整備

- ☐ 管理職やその学級にかかわる職員が、日々の連絡帳をチェックしているか。

例：チェックしやすいように教室の出入り口の棚の上に、所定の場所があり、教室に入った学校職員がすぐに目にできるようにします。

- ☐ 交流学級での学習予定について、1週間前には特別支援学級担任と交流学級担任で情報共有されているか。



3 教科書について

(文部科学省)

教科書は、教育活動の中心的な教材として、子どもたちの教育に重要な役割を担っています。

文部科学省の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という）が使用されます。学校教育法第34条、第49条、附則第9条により、児童生徒の実態に応じて次の①～④のいずれかの教科用図書を用いて学習を進めることができます。

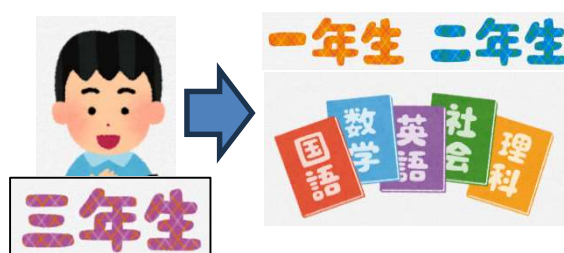
①当該学年の検定済教科用図書を使用

※ 新潟市で採択したもの



②下の学年の検定済教科用図書を使用

※ 採択したものと同一のもの



③文部科学省著作教科用図書を使用

※ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書で、視覚障害特別支援学校用（点字版）、聴覚障害特別支援学校用（言語指導等）、知的障害特別支援学校用（☆本）があります。



※ 知的障がい者用の教科用図書は、☆が付いており（☆本）、☆の数が増えるにつれ、少しずつ難度が高くなるように設定されています。教科は、国語、算数・数学、音楽、生活、社会、理科、職業・家庭です。☆～☆☆☆が小学部用、☆☆☆☆・☆☆☆☆☆が中学部用です。☆の少ないものの後に、☆の多いものを選択します。

④③までの中で適当なものがない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（特別支援学校・学級用一般図書）として市が採択している市販本等を使用



※ 文部科学省検定済教科書と学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を同時に無償給付はできません。

学校教育法第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

（中学校第49条・特別支援教育第82条によりこれを準用）

学校教育法附則第9条

～前略～ 特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。